

24福保医安第1265号
平成25年3月1日

各特別区保健衛生主管部長 殿

東京都福祉保健局医療政策部長
(公印省略)

「医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成
指針—説明と対話の文化の醸成のために—」の送付について

平素より都の保健医療施策に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医政局総務課長から別添の通り通知がございましたので、お知らせいたします。

ついては、本件につきまして貴管内関係機関への周知につき、よろしくお取り計らいの程お願いいたします。

なお、社団法人東京都医師会、社団法人東京都歯科医師会及び都内各病院には、都から別途通知しておりますので申し添えます。



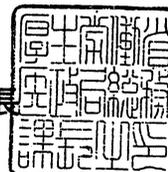
(問い合わせ先)
東京都福祉保健局医療政策部
医療安全課指導係
電話 03 (5320) 4432 (直通)

医政総発 0110 第 2 号

平成 25 年 1 月 10 日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長



「医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針
—説明と対話の文化の醸成のために—」の送付について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、平成 24 年度厚生労働科学特別研究事業「医療対話仲介者（仮称）の実態把握と役割・能力の明確化に関する研究」（研究代表者：中京大学法科大学院 稲葉一人）において、医療機関内で患者・家族と医療従事者との十分な対話や意思疎通が円滑に行われるための支援を行う者の業務の指針とその養成のための研修プログラムの作成指針を定めた「医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針—説明と対話の文化の醸成のために—」が作成されましたので、別添のとおりお知らせいたします。

貴職におかれましては、本指針の内容を御確認の上、本指針が幅広く活用されることにより、患者・家族と医療従事者の対話の促進が図られますよう、貴管内医療機関等に対し周知方お願いいたします。

なお、上記の「医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針—説明と対話の文化の醸成のために—」については、厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/>) において掲載されていますので、申し添えます。

